

高知県農業農村整備事業環境情報協議会設置要領

平成 19 年 4 月 9 日付 19 高農基第 55 号

(名称)

第 1 条 本協議会は、高知県農業農村整備事業環境情報協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 農業基盤課が所管する農業農村整備事業（以下「事業」という）に係る「環境との調和への配慮」について、環境に関する専門家等と環境に関する意見交換、情報収集を行うことにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事務)

第 3 条 協議会は、県が実施する事業地区に対し、次に掲げる各段階で環境との調和への配慮について、情報の提供や意見交換等を行う。

- (1) 当初計画を作成する段階
- (2) 事業計画を変更する段階
- (3) その他、特に必要があると認められる場合

2 県は、前項に掲げる各段階で実施した協議会の意見等を踏まえたうえで、工事を実施する前に必要に応じて環境調査を実施し、工事が環境に与える影響を検討するとともに、環境負荷や影響の回避・低減を図る方策について、経済性や施設の維持管理面を含めた検討を行い、環境に配慮した工事実施に努めなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会における意見交換等を省略することができるものとする。

- (1) 当初計画を作成する場合で、維持・補修等の事業であって明らかに環境に及ぼす影響が少ないと認められるもの
- (2) 事業計画を変更する場合で、次のいずれかに該当する場合
 - ①事業計画の内容を縮小するもの
 - ②事業完了直前の変更で、その主要工事のほとんどが既に完了しているもの
 - ③以前に協議会と意見交換を行った事業地区で、前回意見交換した段階から事業内容や工事を実施する周辺環境に大きな変化が見られないもの

4 協議会は、市町村が実施する事業地区に対しても、当該市町村長からの申し出により情報提供や意見交換等を行うものとする。その場合市町村は、協議会の意見等を踏まえて、環境に配慮した工事実施に努めなければならない。

(組織)

第4条 協議会は、5名の構成員をもって組織し、知事が委嘱する。

2 任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。

3 協議会には座長を置き、委員の互選により定める。

4 座長は、議事の運営にあたる。

5 座長が事故等により欠ける場合にあつては、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集し開催する。

2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開くことが出来ない。

3 座長は、必要に応じて協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高知県農業振興部農業基盤課で行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

2 座長が未定の場合の協議会は第5条第1項の規定に関わらず知事が招集する。

附則

この要領は、平成14年6月28日から施行する。

改正 平成18年9月8日から施行する。

改正 平成19年4月9日から施行する。